問題提起――大阪府における「外国人の人権」の現状と課題

資料２

大阪産業大学教養部　佐藤潤一

０．「外国人の人権」へのアプローチ

ヘイト・スピーチを縮減させる施策／日本語を母語としない人に対する「日本語教育」の推進／「CSRと人権」の視点／サンクションというよりインセンティブを

日本国憲法　明文無し　判例：マクリーン事件最高裁判例

世界人権宣言；自由権規約　政治的権利に関する外国人「区別」肯定

難民条約／拷問等禁止条約

〔窪誠「国際人権法における外国人の人権」移民政策研究　第３号(*Migration Policy Review 2011 Vol.3*) pp. 2-11参照〕

１．ヘイト・スピーチ規制

（１）条例制定要望の一例

<http://mainichi.jp/articles/20160917/k00/00m/040/139000c>

大阪市条例　大阪市ヘイト・スピーチへの対処に関する条例

<http://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000339043.html>

（２）本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律

（資料1）

（３）表現の自由との関係――自由権規約・人種差別等撤廃条約留保

判例の意義（資料2）

人種差別撤廃条約の国内法としての適用可能性

（４）比較法的考察――オーストラリア，イギリス，アメリカ

参照：『国際人権』24号掲載論文

２．日本語教育

（１）「文化芸術立国の実現に向けた総合的取組の推進へ（仮題）（答申（素

案））」に関する意見募集の実施について

<http://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/hodohappyo/2016102402.html>

（２）日本語教育保障法の検討（科研費研究）

「日本語教育保障法」に向けた理論的・実証的研究-言語教育学と公法学の視点から-

<https://kaken.nii.ac.jp/ja/report/KAKENHI-PROJECT-21320097/RECORD-21320097seika/>

ニューカマーに対する日本語教育保障法案の創出をめぐる言語教育学・公法学的研究

<https://kaken.nii.ac.jp/ja/grant/KAKENHI-PROJECT-19652050/>

（３）日本語教育法制化推進委員会（公益財団法人日本語教育学会）

日本語教育法制化推進委員会最終報告書 現場の知恵を日本語教育政策に生かす道筋

<http://www.nkg.or.jp/oshirase/2014/houseikahoukoku.pdf>

（４）日本在住外国人への日本語教育と，日本語による情報発信――本質的な「多文化共生」「異文化共生」「異文化理解」教育充実の必要性

３．CSR（Cooperate social responsibility）の視点からの人権の促進

企業の「人権推進」活動への「褒賞・報奨」の推進こそが自治体の役割

Cf., 田中宏司「企業の社会的責任（CSR）と人権」『東京交通短期大学研究紀要』第16号（2011.3）pp. 3-15.

元（もと）百合子「マイノリティの権利に関する国際人権基準の進展と課題」『立命館法学 2010 年 5・6 号（333・334号）』1527-1541頁

公益財団法人人権教育啓発推進センター「企業の社会的責任(CSR)・人権パンフレットの無料配布」<http://www.jinken.or.jp/archives/882>

→　既存の取り組みを大阪府で後押しする仕組みは作れないか？

参考：国際人権指標の取り組み

大阪市の取り組み「総合的な人権行政の推進（「人権の視点！100！」と「人権が尊重されるまち」指標）」<http://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000210938.html>

大阪府の取り組み「大阪府人権教育推進計画」

<http://www.pref.osaka.lg.jp/jinken/measure/suishinkeikaku_hajim.html>

４．条例や規則でできることはなにか（ヘイト・スピーチ規制については法律上の要請！）

（１）枠組みの策定

プロジェクトチームが動くにも，条例の後押しがないと予算が獲得できない

**→　「枠組み条例」の必要性**

（２）罰則よりもインセンティブを

様々な行動を後押しする表彰や，額は多くなくとも支援する仕組みを作る

**→　知事や委員会制定の「規則」でも可能**

（３）啓蒙活動への取り組み

既存の取り組みと連携しつつ，学校教育に啓蒙活動として取り組む仕組み作り

文献

拙論については下記掲載のものの他，

<http://www.las.osaka-sandai.ac.jp/~jsato/introduce.html>　参照

Dr Bharat Malkani, “Human Rights Treaties in the English Legal System”, [2011] PL 554-577.　（佐藤訳「イギリス法体系における人権条約」『大阪産業大学論集　人文・社会科学編』18号225-261頁）

George Williams and Lisa Burton, “Australia’s Exclusive Parliamentary Model of Rights Protection”, *Statute Law Review* (Oxford University Press) 34(1), 58-94.

佐藤潤一「オーストラリアにおける人権保障　―　成文憲法典で人権保障を規定することの意義・研究序説　―　」『大阪産業大学論集　人文・社会科学編』12号（2011年6月）

佐藤潤一「オーストラリアにおける差別表現規制――差別禁止法と国内人権機関の役割」『国際人権』24号掲載

**資料１：本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年6月3日法律第68号）**

　前文

　我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。
　もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をこのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。
　ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

　　**第一章　総則**

（目的）

**第一条** 　この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

**（定義）**

**第二条** 　この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者**又はその子孫**であって適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

（基本理念）

**第三条** 　国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

**第四条** 　国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

**２**　地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

　　　**第二章　基本的施策**

（相談体制の整備）

**第五条** 　国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

**２**　地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

（教育の充実等）

**第六条** 　国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

**２**　地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

（啓発活動等）

**第七条** 　国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

**２**　地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

　　　**附　則**

（施行期日）

**１** 　この法律は、公布の日から施行する。

（不当な差別的言動に係る取組についての検討）

**２** 　不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

**資料２：ヘイト・スピーチ判例**

（１）事件番号　 平成22(ワ)2655　 街頭宣伝差止め等請求事件　平成25年10月7日

裁判所名・部　 京都地方裁判所 　第２民事部

本文→http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\_jp/675/083675\_hanrei.pdf

（２）街頭宣伝差止め等請求控訴事件 大阪高等裁判所平成25（ネ）3235 平成26年7月8日第12民事部判決〔（１）の控訴審〕

本文→http://www.law.tohoku.ac.jp/research/publiclaw/2014\_7\_8.pdf

（３）2014年[12月9日](https://ja.wikipedia.org/wiki/12%E6%9C%889%E6%97%A5)最高裁第三[小法廷](https://ja.wikipedia.org/wiki/%E5%B0%8F%E6%B3%95%E5%BB%B7)判決（（２）の在特会による上告棄却判決）

参考→http://www.nikkei.com/article/DGXLZO80765640Q4A211C1CR8000/　（日経新聞2014年12月11日）